



「庄内の生徒指導2025」の重点として推進します。

青字部分は改訂版生徒指導提要进行の該当ページにジャンプします。

【重点1】学習指導と生徒指導の一体化

□生徒指導の実践上の4つの視点を土台にした「どの児童生徒にも分かりやすい授業」による全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の推進。

【重点2】家庭・地域・関係機関との連携

□学校の生徒指導基本方針や諸課題への対応方針について職員間で共有するとともに、家庭・地域・関係機関と連携した生徒指導の推進。

【重点3】SOSを出せる学校づくり

□児童生徒が自他の「心の危機に気づく力」と「相談する力」を身に付ける教育活動の推進。
□教職員が連携して児童生徒のSOSを受けとめる教育相談体制の充実。

生徒指導の実践上の4つの視点

- (1) 自分も一人の人間として大切にされているという**自己存在感**の感受
- (2) 相手の立場に立って考え、行動できる**共感的な人間関係**の育成
- (3) 考え、選択し、決定する、発表する、制作する等の**自己決定の場**の提供
- (4) 個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような**安全・安心な風土**の醸成

□学校、地域、保護者との情報共有

- ①誰に相談すればよいのか
- ②どのように対応していくのか
- ③どのように子どもを支援していくのか

□児童生徒との情報共有

- ①誰に相談すればよいのか
- ②どのような相談窓口があるのか
- ③どのように自分を守ってもらえるのか

生徒指導の定義 児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと。課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的 個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること。

生徒指導の構造 (2軸3類4層構造)		いじめ	不登校	命を守る
即応的・継続的(リアクティブ)	困難課題対応的生徒指導 (特定の児童生徒)	○いじめの解消に向けた組織的な指導・援助(いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等) (1) 重大事態化させないための危機意識と情報の共有・対応 (2) 対応が難しくなりがちなケースへの組織的な対応 (3) 早い段階からのSC、SSW等を交えたケース会議でのアセスメントと多角的な視点からの組織的な対応 (4) 警察等、外部関係機関との連携 (5) 教育委員会等への報告及び情報の整理・管理、ケース会議等の記録・保管	○ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSW等によるカウンセリング及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援 (1) ケース会議による具体的な対応の決定 (2) 校内における支援 (3) 家庭訪問の実施 (4) 校外の関係機関等との連携 (5) 家庭や保護者を支える (6) 校種を越えた移行期における支援の大切さ (7) ICTを活用した支援 (8) 多様な自立の在り方に向けての進路支援	○自殺行動化を水際で防ぐ組織的な危機介入、及び自殺未遂者への心のケア、自殺発生時の周囲への心のケアの実施(専門家・関係機関との連携・協働に基づく危機対応態勢の構築) (1) 自殺未遂への対応 (2) 事後対応における心のケア (3) 自殺関連行動としての自傷への対応
	課題早期発見対応 (一部の児童生徒)	○いじめの予兆の発見と迅速な対応(アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害者の安全確保等) (1) いじめに気付くための組織的な取組 (2) いじめへの対応の原則の共通理解 ①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア ②被害者のニーズの確認③いじめ加害者と被害者の関係修復 ④いじめの解消	○休み始めの段階でのアセスメント(スクリーニング会議)と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援の開始 (1) 教職員の受信力の向上と情報共有 (2) 保健室・相談室との連携 (3) 保護者との日頃からの関係づくり	○自殺の危険が高まった児童生徒の早期発見と迅速な対応(アンケート、面談、健康観察等によるスクリーニングと安全確保等) (1) 自殺の危険の高まった児童生徒への気づき (2) 自殺の危険の高まった児童生徒への関わり
常態的・先行的(プロアクティブ)	課題未然防止教育 (全ての児童生徒)	○道徳や学級活動・HR活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施 (1) いじめの心理から考える未然防止教育の取組 (2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性 (3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育	○児童生徒にSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気づきSOSを受けとめる力の向上、及び教育相談体制の充実 (1) SOSを出すことの大切さの支援・指導 (2) 教職員の相談力向上のための取組 ・多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制の構築	○SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施(保健体育の授業や学級・ホームルーム活動等における取組) (1) 「核となる授業」の具体的な学習内容 ①心の危機のサインを理解する ②心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ ③地域の援助機関を知る
	発達支持的生徒指導 (全ての児童生徒)	○「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ (1) 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり (2) 人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係の構築 (3) 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感の育成 (4) 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す雰囲気と校内体制の構築	○児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫 (1) 魅力ある学校づくり・学級づくり ・学校、学級が安全・安心な居場所となる取組 ・「居場所づくり」と「絆づくり」の推進 (2) 学習状況等に応じた指導と配慮 ・指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導の充実 ・生徒指導の実践上の4つの視点を土台とした授業づくり	○児童生徒が「未来を生きぬく力」を身に付けるように働きかける「命の教育」等の実施、及び安全・安心な学校環境づくり (1) 自殺の心理と自殺予防につながる発達支持的生徒指導の方向性 ①強い孤立感 ②無価値感 ③怒りの感情 ④苦しみが永遠に続くという思い込み ⑤心理的視野狭窄 (2) 自殺予防教育の土台となる発達支持的生徒指導の取組

※詳細については、改訂版生徒指導提要进行を参照のこと

